

稲沢市立平和町農村環境改善センターの指定管理者候補者の 選定結果について

1 施設の名称

稲沢市立平和町農村環境改善センター

2 申請団体数

5団体（うち1団体は辞退）

3 選定方法

各団体から提出された申請書類（事業計画書、収支計算書等）の内容について、施設所管課による第1次審査（書類審査）の後、稲沢市立平和町農村環境改善センター指定管理者候補者選定委員会において、どの団体が指定管理者として最も適当か、選定審査基準に基づき審査を行い、選定した。

4 選定審査基準

(1) 審査配点表（選定委員会委員1人あたり）

審 査 項 目		得点（上限）
1 利用者の平等な利用を確保することができるものであるか （平等利用の確保）	利用者の平等な利用の確保	10点
	利用者に対するサービスの向上	30点
2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか （施設の効用発揮）		40点
3 施設管理を安定して行う物的・人的能力を有していること （安定経営能力）	施設の適切な維持管理	20点
	経営の健全性	20点
4 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか （管理経費の縮減）		20点 ※下記参照
合 計		140点

※管理経費の縮減

次に掲げる2つの視点から審査を行うものとする。

①管理経費の縮減が図られているか（上限10点）

・次の計算式により算出する。

【計算式】

$$\text{評価点} = (\text{指定管理料算定参考額} - \text{提案額}) \div \text{指定管理料算定参考額} \times 100 + 5$$

・提案額が指定管理料算定参考額と同額であれば5点とし、指定管理料算定参考額に対して、1%削減するごとに1点加点し、1%増加するごとに1点減点する（上限10点、下限0点）。

・算出結果の小数点第2位を四捨五入し評価点とする。

・算出結果が「評価点>配点」の場合は、「評価点=配点」とする。

**②経費が縮減されるとともに、利用サービスに新たな価値を付与しているか
(上限10点)**

採点基準

10点… 経費が3%以上縮減され、利用サービスが大きく向上している

8点… 経費が1%以上縮減され、利用サービスが大きく向上している

6点… 経費が1%以上縮減され、利用サービスが向上している

4点… 経費の縮減は認められないが、利用サービスは向上している

2点… 経費の縮減は認められないが、利用サービスはやや向上している

0点… 経費の縮減は認められず、利用サービスは向上していない

(2) 選定条件について

ア 選定委員会委員1人の採点上限を140点とし、委員5人の得点数の合計が、総得点数(700点)の6割(420点)未満の場合は、指定管理者の候補者に該当しないものとする。

イ 委員5人の得点数の合計が最も高い団体を優先候補者とする。

5 選定結果

審査項目		申請団体			
		コニックス株式会社	A社	B社	C社
1 平等利用の確保	利用者の平等な利用の確保 (50点)	38点	38点	38点	39点
	利用者に対するサービスの向上 (150点)	106点	110点	106点	100点
2 施設の効用発揮 (200点)		146点	152点	142点	150点
3 安定経営能力	施設の適切な維持管理 (100点)	77点	71点	74点	67点
	経営の健全性 (100点)	76点	73点	81点	72点
4 管理経費の縮減 (100点)		84点	60点	60点	64点
合計 [700点]		527点	504点	501点	492点
優先候補者順位		1位	2位	—	—
選定理由		<p>提出された申請書類(事業計画書、収支計算書等)の内容について、申請団体から説明を受け、質疑を行い、審査項目に沿って採点する方法で選定審査を行った結果、最も高い得点であった。</p> <p>当該団体は、他施設の指定管理者として適切に管理してきた実績があり、安定かつ適正な業務の遂行が期待できること、各種事業の提案内容から、管理経費の縮減を図りつつも、さらなる利用者の拡大とサービス向上へ意欲的に取り組む姿勢が感じられたことから、第1次優先候補者として選定したものを。</p>			

6 指定管理者候補者

団体の名称：コニックス株式会社

所在地：名古屋市中村区太閤四丁目6番22号

7 選定委員会委員

栗林 芳彦	名古屋文理大学情報メディア学部教授
近藤 康之	税理士
吉川 修司	稲沢市市長公室企画政策課長
山田 忠司	稲沢市経済環境部農務課長
岩田 勝宏	稲沢市教育部次長兼生涯学習課長

8 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 選定の経過

- 募集要項等の配布 令和2年7月13日から7月27日まで
- 質問書の受付 令和2年7月13日から7月27日まで
- 現地説明会参加申込 令和2年7月27日まで
- 現地説明会・施設見学 令和2年7月31日
- 質問書に対する最終回答 令和2年8月11日
- 申請書類の受付 令和2年8月17日から8月31日まで
- 第1次審査（書類審査） 令和2年9月1日から9月11日まで
- 指定管理者候補者選定委員会 令和2年10月21日